

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領

1 様式

定期健康診断等報告書

令和

年度分

省庁名	職員数	人	40歳以上	人
			36歳以上40歳未満	人
			35歳	人

I 一般の健康診断

(その1)

健康診断の受診人員等									指導区分及び事後措置							
項目	対象者数 人	受診 実人員 人	精 検 対 者 人	密 査 象 数 人	精 検 実 施 数 人	密 査 数 人	経 観 実 施 数 人	過 察 数 人	医療の面		生活規正の面			就 業 禁 止 人		
									1 要 医 療 人	2 要 観 察 人	A 休 暇 又 は 職 休 人	B 勤 務 の 軽 減 か つ 時 間 外 勤 務 等 の 制 限 人	C 時 間 外 勤 務 の 制 限 人			
一 般 定 期 健 康 診 断	肺	胸部エックス線検査														
		喀痰細胞診 <small>かくたん</small>	()	()	()	()	()	()	()	()						
	循 環 器	血圧測定														
		血糖検査	()	()	()	()	()	()	()	()						
		尿検査(たん 白)														
		尿検査(糖)														
		心電図検査	()	()	()	()	()	()	()	()						
		LDLコレステロール検査	()	()	()	()	()	()	()	()						
		HDLコレステロール検査	()	()	()	()	()	()	()	()						
		中性脂肪検査	()	()	()	()	()	()	()	()						
	貧血検査	()	()	()	()	()	()	()	()							
	胃	胃内視鏡検査		()	()	()	()	()	()	()						
		胃部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()						
	肝臓	肝機能検査	()	()	()	()	()	()	()							
大腸	便潜血反応検査	()	()	()	()	()	()	()								

一般定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

I 一般の健康診断

(その2)

省庁名

令和

年度分

健康診断の受診人員、所要経費等										指導区分及び事後措置							
項目	対象者数 人	受診 実人員 人	精 査 対 象 者 数 人	精 査 実 施 数 人	密 査 実 施 数 人	経 観 実 施 数 人	過 察 実 施 数 人	所要経費			医療の面		生活規正の面			就業 禁 止 人	
								職 員 厚 生 経 費 円	共 済 ・ 他 の 経 費 円	個 人 負 担 経 費 円	1 要 医 療 人	2 要 観 察 人	A 休 暇 又 は 休 職 人	B 勤 務 の 軽 減 か つ 時 間 外 勤 務 の 制 限 人	C 時 間 外 勤 務 の 制 限 人		
臨時の健康診断	第21条関係(1)～(8)																
	子宮頸がん検診																
	乳がん検診																
	情報機器健診																
採用時の健康診断																	
非常勤職員の健康診断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
総合的な健康診査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()							
心理的な負担の程度を把握するための検査	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()							

保健指導の実施状況

4項目有所見者数	人
精密検査実施数	人
保健指導実施数	人

Ⅱ 特別の健康診断

省庁名 _____ 令和 _____ 年度分

業務別健康診断の受診人員等			指導区分及び事後措置														
項	目	対象者数 人	受診 実人員 人	受診 延人員 人	精 検 対 者 人	密 査 象 数 人	精 検 実 施 人	密 査 数 人	経 観 実 施 人	過 察 数 人	医療の面		生活規正の面			就 業 禁 止 人	
											1 要 医 療 人	2 要 観 察 人	A 休 暇 又 は 職 休 人	B 勤 務 の 軽 減 か つ 時 間 外 勤 務 等 の 制 限 人	C 時 間 務 制 の 制 限 人		外 等 限 人
特 別 定 期 健 康 診 断	規 則 別 表 第 2 の 業 務	第1号															
		第2号															
		第3号															
		第4号															
		第5号															
		第6号															
		第7号															
	規 則 別 表 第 3 の 業 務	第2号															
		第3号															
		第4号															
		第5号															
		第6号															
		第7号															
		第8号															
第9号																	
配置前の健康診断																	
非常勤職員の健康診断																	

特別定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

配置前の健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

非常勤職員の健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

2 記入要領

「職員数」の欄には、報告年度の3月末日現在でこの報告の対象となった各省各庁における職員（常勤の職員及び国家公務員法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員をいう。以下この別紙において同じ。）の総数を記入すること。

（一般の健康診断）

(1) 「対象者数」の項には、肺のうち胸部エックス線検査については20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳以上の職員並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第1号に規定する施設に勤務する職員並びにこれらの職員以外の40歳未満の職員（医師が必要でないと認める者を除く。）、肺のうち喀痰細胞診については40歳以上の職員（医師が必要でないと認める者を除く。）、循環器のうち血糖検査、心電図検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査及び貧血検査並びに肝臓については35歳及び40歳以上の職員、胃については50歳以上の職員（各省各庁の長が報告年度に胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査を行うこととした者に限る。）、大腸については40歳以上の職員の数を記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「対象者数」の項の（ ）内には、対象者以外の職員の数を外数として記入すること。

(2) 「受診実人員」の項には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。この場合において、「一般定期健康診断」の欄については、規則第22条第2項の規定により規則第20条の健康診断における検査に代えることとした検査を受けた職員（以下「総合健診職員」という。）以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「受診実人員」の項の（ ）内には、対象者以外に受診した職員について外数として記入すること。

(3) 「精密検査対象者数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員の数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数を、それぞれ記入すること。この場合において、「一般定期健康診断」の欄については、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「精密検査対象者数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(4) 「精密検査実施数」の項には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員の数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については規則第22条の4第4項に規定する面接指導を受けた職員の数を、それぞれ記入すること。この場合において、「一般定期健康診断」の欄については、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「精密検査実施数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(5) 「経過観察実施数」の項には、報告年度内に経過観察のため、必要な検査を受診した職員の数を記入すること。この場合において、「一般定期健康診断」の欄については、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、「一般定期健康診断」の「経過観察実施数」の項の（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

(6) 「胸部エックス線検査」の欄については、上段には40歳以上の職員、下段には40歳未満の職員に係るものを記入すること。

(7) 「共済・その他経費」の欄又は項には、共済経費（保健経費）からの支出等について記入すること。

(8) 「臨時の健康診断」とは、規則第21条に規定するものをいい、「第21条関係(1)～(8)」の欄には、第21条関係(1)から(8)までに掲げる場合に行う健康診断について、その他の欄には、子宮頸がん検診、乳がん検診、情報機器健診等、各省各庁において実施したものについて個別に記入すること。

(9) 「採用時の健康診断」とは、規則第19条に規定するものをいう。

(10) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下この(10)及び(11)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。この場合において、総合健診職員に相当する非常勤職員以外の非常勤職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員に相当する非常勤職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、対象者以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(11) 「総合的な健康診査」とは、規則第21条の2に規定するものをいう。なお、（ ）内には、非常勤職員について外数として記入すること。

(12) 「心理的な負担の程度を把握するための検査」とは、規則第22条の4に規定するものをいう。

なお、（ ）内には、(10)（なお書を除く。）において「非常勤職員の健康診断」の欄に記入することとされた非常勤職員について外数として記入すること。

(13) 「保健指導」とは、規則第24条の2に規定するものをいい、「4項目有所見者数」の欄には、第24条の2関係第1項(1)から(4)までに掲げる検査のいずれにも異常の所見があると診断された職員の数を記入すること。

（特別の健康診断）

(1) 「受診実人員」及び「受診証人員」の項には、検査の対象者で受診した職員について記入すること。この場合において、総合健診職員（「受診実人員」の項においては、報告年度内に受診した検査が総合健診の検査のみであった者に限る。以下この(1)において同じ。）以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

(2) 「精密検査対象者数」の項には、各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員の数を記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

(3) 「精密検査実施数」の項には、各健康診断を受診した結果、更に必要と認められる検査を受診した職員の数を記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

(4) 「経過観察実施数」の項には、報告年度内に経過観察のため、必要な検査を受診した職員の数を記入すること。この場合において、総合健診職員以外の職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

(5) 規則別表第3第8号に該当する場合には、記入欄の上段には、別表第5により1月以内ごとに1回と定められている検査に関する事項を記入し、同欄の下段には、第19条及び第20条関係第7項(2)により6月につき少なくとも1回と定められている検査に関する事項を記入すること。

(6) 規則別表第3の各号に掲げる業務で、2種類以上の業務に従事している職員については、それぞれの業務ごとに1人として計算し、各欄に記入すること。

(7) 「配置前の健康診断」とは、規則第19条後段に規定するものをいう。

(8) 規則別表第2第1号及び第3号並びに規則別表第3第2号の業務に従事したことのある職員について、特別定期健康診断を行った場合は、それぞれ該当欄に外数として（ ）で記入す

ること。

(指導区分及び事後措置)

- (1) 「指導区分及び事後措置」とは、規則第23条及び規則第24条に規定するものをいう。
- (2) 「医療の面」、「生活規正の面」及び「就業禁止」の項には、それぞれの指導区分及び事後措置に応じて該当欄に記入すること。この場合において、「臨時の健康診断」及び「採用時の健康診断」以外の欄については、規則第22条第2項の規定により規則第20条の健康診断における検査に代えた検査（以下この(2)において「総合健診による検査」という。）以外の検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数を該当欄の左欄に、総合健診による検査の結果によって指導区分の決定若しくは変更又は事後措置を受けた職員の数を該当欄の右欄に記入すること。
- (3) 「要医療」とは、規則別表第4の指導区分欄の「医療の面1」をいい、「要観察」とは、「医療の面2」をいう。
- (4) 「休暇又は休職」の項には、規則別表第4の指導区分欄の「生活規正の面A」の指導区分の決定又は変更を受けて事後措置がとられた職員の数を、「勤務の軽減かつ時間外勤務等の制限」の項には、同欄の「生活規正の面B」の指導区分の決定又は変更を受けて職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）による勤務時間の短縮等の方法により勤務が軽減され、かつ、時間外勤務等の制限を受けた職員の数を、「時間外勤務等の制限」の項には、同欄の「生活規正の面C」の指導区分の決定又は変更を受けて事後措置がとられた職員の数を、それぞれ記入すること。
- (5) 「就業禁止」の項には、規則第24条第2項の規定による就業の禁止が行われた職員の数を記入すること。
- (6) 「胸部エックス線検査」の欄については、上段にはがん、下段にはその他に係るものを記入すること。
- (7) 「胃内視鏡検査」及び「胃部エックス線検査」の欄については、上段にはがん、中段には潰瘍、下段にはその他に係るものを記入すること。